

宇宙開発委員会委員長代理及び部会長・部会長代理の指名について

平成 2 4 年 4 月 4 日

宇宙開発委員会委員長

1. 委員長代理

文部科学省設置法第 10 条第 2 項に基づき委員長代理として以下を指名する。

河内山 治朗 委員

2. 部会長・部会長代理

宇宙開発委員会令第 4 条に基づき、部会長、部会長代理及び部会に属すべき委員を以下のように指名する。

(1) 推進部会

(部会長) 河内山 治朗 委員

(部会長代理) 服部 重彦 委員

青木 節子 委員

(2) 安全部会

(部会長) 河内山 治朗 委員

(部会長代理) 青木 節子 委員

(3) 調査部会

(部会長) 河内山 治朗 委員

(部会長代理) 青木 節子 委員

3. 附則

本体制は 4 月 5 日より実施する。

(注) 各部会の調査審議事項は、平成 16 年 3 月 10 日決定の「部会の設置等について」により、以下としている。

(1) 委員会に、常設部会として、推進部会、安全部会、調査部会を置く。

(2) (1) に掲げる部会は、それぞれ次に規定する事項のうち、委員会で定めるものについて調査審議する。

①推進部会

宇宙開発に関する長期的な計画及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構の中期目標等に即しての、各プロジェクトの評価及び進行管理に関すること。

②安全部会

宇宙開発における打上げ等の安全確保に関すること。

③調査部会

重大な事故・不具合等が発生した場合の原因究明及びその対策に関すること。